告　示　第１２８４号
令和８年１１月２０日

鹿児島市長　下　鶴　隆　央

地籍調査作業規程準則第３０条第２項に基づく筆界案の作成について（公告）

地籍調査作業規程準則（昭和３２年総理府令第７１号。以下「準則」という。）第３０条第２項の規定により筆界案を作成したので、同条第５項の規定により公告します。

記

１　土地の所在及び地番
鹿児島市向陽一丁目５５４０番１並びに向陽二丁目１８９２番１、１８９２番４、１８９３番１及び１９２１番１

２　筆界案を確認することができる場所
鹿児島市山下町１１番１号
建設局道路部道路管理課地籍調査係（東別館５階）
電話　０９９－２１６－１４３０

３　筆界案を確認することができる者
上記１に掲げる土地の所有権を有する者及び利害関係を有する者

４　筆界案の作成者
鹿児島市

５　意見の申出
令和８年１１月２０日（金）から同年１２月１０日（木）まで（土曜日、日曜日及び休日を除く。）意見を申し出ることができます。
なお、この期間内に上記３に掲げる者から意見の申出がないときは、準則第３０条第５項の規定により筆界の調査を行います。